

令和 3 年 11 月会議

津幡町議会会議録

令和 3 年11月19日再開

令和 3 年11月19日散会

津 幡 町 議 会

令和3年津幡町議会11月会議会議録

目 次

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 再開・開議（午前10時00分）	3
1. 会議期間の報告	3
1. 議事日程の報告	3
1. 会議時間の延長	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 諸般の報告	3
1. 議案上程（議案第65号、議案第66号）	3
1. 議案に対する質疑	6
1. 委員会付託	6
1. 休憩（午前10時21分）	7
1. 再開（午後1時40分）	7
1. 委員長報告	7
1. 委員長報告に対する質疑	7
1. 討 論	7
1. 採 決	8
1. 閉議・散会（午後1時47分）	9
1. 署名議員	10

令和3年11月19日（金）

○出席議員（16名）

議 長	角 井 外喜雄	副議長	八十嶋 孝 司
1 番	小 町 実	2 番	森 川 章
3 番	竹 内 竜 也	5 番	西 村 稔
6 番	荒 井 克	7 番	森 山 時 夫
9 番	酒 井 義 光	10 番	塩 谷 道 子
11 番	多 賀 吉 一	12 番	向 正 則
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	吉 田 二 郎	総 務 課 長	酒 井 英 志
財 政 課 長	納 口 達 也	町民生活部長	中 村 豊
生活環境課長	中 嶋 徹 郎	健康福祉部長	羽 塚 誠 一
福 祉 課 長	長 陽 子	産業建設部長	吉 岡 洋
都市建設課長	本 多 克 則	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 崎 勉
消 防 長	松 本 聖 史	消 防 本 部 長	中 川 俊 介
教 育 長	吉 田 克 也	庶 務 課 長	吉 本 良 二
教育総務課長	山 崎 明 人	教 育 部 長	吉 本 良 二
		河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	斎 藤 晶 史

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 幸 雄	議会事務局長補佐	山 本 慎太郎
総務課統括課長補佐	田 中 圭	財 政 課 係 長	掃 部 富 雄
監 理 課 主 査	山 本 匡 教	企 画 課 主 事	長谷川 直 人

○議事日程（第 1 号）

令和 3 年11月19日（金）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案上程（議案第65号、議案第66号）

（質疑・委員会付託）

議案第65号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第66号 津幡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

（休憩）

議案第65号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第66号 津幡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

（委員長報告・質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜再開・開議＞

○角井外喜雄議長 ただいまから、令和3年津幡町議会11月会議を再開いたします。

本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

○角井外喜雄議長 本日再開の11月会議の会議期間は、会議日程表どおりの本日1日間といたします。

＜議事日程の報告＞

○角井外喜雄議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○角井外喜雄議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、議場内でのマスクの着用を許可しておりますので、御了承願います。

＜会議録署名議員の指名＞

○角井外喜雄議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本11月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において4番 八十嶋孝司議員、5番 西村 稔議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

○角井外喜雄議長 日程第2 諸般の報告をいたします。

本11月会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による令和3年9月分に関する例月出納検査の結果及び地方自治法第199条第9項の規定による財政援助団体等監査の結果報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

○角井外喜雄議長 日程第3 議案上程の件を議題とし、議案第65号及び議案第66号を一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、令和3年津幡町議会11月会議が開かれるに当たり、町政の概況報

告と提出議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

10月末から11月上旬にかけては、雨も少なく穏やかな秋晴れの天候が続きましたが、暦の上でも立冬を過ぎた先週あたりから、肌寒く、雨模様の天候となり、冬の訪れを感じる日々が続いております。

新潟地方気象台が発表した北陸地方における本年12月から来年2月までの冬の3カ月予報によりますと、平年と同様に曇りや雨または雪の日が多く、気温・降水量・降雪量ともに平年並みとの見込みとなっております。

昨年度は、ことしの年明け早々の1月から2月にかけて大雪となりました。県内の人的被害といたしましては、2名の方が亡くなられ、52名の方が負傷いたしました。また、家屋の半壊1棟、一部損壊56棟などの住宅被害も発生いたしました。

本町におきましては、昨年度の大雪を踏まえ、今年度も物資の輸送及び通勤・通学等の町民生活に支障を来さないよう、円滑な道路交通を確保するとともに、各道路管理者間の連携強化による強い除雪体制を構築してまいりたいと考えております。

国内における新型コロナウイルス感染症についてでございますが、10月における新規感染者数は1万7,000人余りで、9月の21万人余りから急激に減少いたしました。また、1日の新規感染者数も10月28日以降、300人以下で推移し、現在も落ち着いている状況でございます。

県内の感染状況につきましては、10月の新規感染者数は117人で9月の595人から大幅に減少いたしました。10月3日以降、新規感染者数は1桁台となっており、また、10月30日から11月9日までの11日間におきましては、新規感染者は確認されませんでした。昨日までの11月における新規感染者数は5人で、県内におけるこれまでの累計感染者数は7,968人となっております。石川県における新規感染者数や病床使用率などの4つの項目で示されるモニタリング指標は、全ての項目におきまして、1カ月以上継続してステージ1の感染要注意となっていたことから、11月12日の県の対策本部会議において、ステージ2の感染拡大注意報からステージ1の感染要注意に移行したところでございます。

本町の感染状況につきましても減少傾向が続いており、10月の新規感染者数は12人で、9月の16人から若干の減少でありましたが、10月28日に1人の新規感染者が確認されて以降、きのうまでの21日間、新たな感染者は確認されませんでした。本町におけるこれまでの累計感染者数は209人で、全ての方が治療を終えておられます。

次に、本町におけるワクチン接種の状況について御報告いたします。11月18日時点での速報値では、1回接種された方が86.1%、2回接種された方が85.5%となっております。

本町では、ワクチン接種を希望するほとんどの方が2回目の接種を終えたことから、11月7日をもって町内医療機関での個別接種と福祉センターでの集団接種を、一旦終了したところでございます。

これまでワクチン接種に御協力いただきました医療従事者や関係各位には、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

今後は、これまでに入院等で接種できなかった方の対応として、本日11月19日と12月3日の両日、公立河北中央病院とみずほ病院で1回目の接種を行うこととしております。さらに、12歳に到達した接種希望者も含め、月1回の割合で公立河北中央病院において、個別接種を行う予定としております。

また、3回目のワクチン接種についてであります。18歳以上の方で2回接種を終え、希望する方を対象に行う予定でございます。まずは先行接種をした医療従事者を対象に行うこととしており、12月から接種ができるよう準備を進めているところでございます。その後、基本的に2回目接種から概ね8カ月を経過した方から、順次接種を実施する予定でございます。今後、接種体制や詳細なスケジュールが決まり次第、速やかに周知、公表してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

これから冬に向かい、気温、湿度ともに低くなり、空気が乾燥し、せきやくしゃみなどの飛沫が空気中を長く漂いやすくなる上、さらに寒さで室内の換気が不十分となることから、ウイルスによる感染のリスクが高まってまいります。感染者が減少傾向にあるとはいえ、いまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、季節性インフルエンザとの同時流行のおそれもございます。町民の皆様におかれましては、正しい予防方法で、かからない、うつさないを心がけ、マスクの着用、小まめな手洗いなど感染防止対策に御協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、議会10月会議以降の町政の概況につきまして、御報告いたします。

10月27日、津幡町と明治安田生命保険相互会社との間で、健康増進の推進に関する連携協定締結式を行いました。本協定は、町民への健康増進を推進することで、健康寿命の延伸及び医療費の抑制を図ることを目的に、健康づくり、がん対策、感染症対策、その他健康増進に関する取り組みを実施するものでございます。本協定の締結により、健診やイベント会場の各種健康測定や講演会などの充実が図られ、参加者の増加が期待でき、町民への健康増進と支援に寄与できるものと期待しているところでございます。また、昨年に引き続き、寄附金をいただき、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

10月31日、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されました。本町での投票率は、小選挙区、比例代表ともに59.47%でございました。前回平成29年の衆議院議員総選挙の投票率は、小選挙区、比例代表とも58.74%であり、どちらも前回の結果を0.73ポイント上回りました。また、石川県全体の投票率は、小選挙区、比例代表ともに57.13%で、こちらも2.34ポイント上回りました。今回は、結果として投票率は上がりましたが、依然として低い状況が続いていることから、一人でも多くの町民の方々が選挙に関心を持ち、投票所に足を運んでいただけるよう、投票率向上に向けた取り組みを調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

11月3日、2年ぶりに文化会館シグナスホールにおいて、出席者の人数制限を行うなど、新型コロナウイルス感染症感染対策を講じ、令和3年度津幡町表彰式、津幡町教育委員会表彰式を挙行いたしました。文化功労表彰、スポーツ賞、スポーツ奨励賞、教育奨励賞を、合わせて2団体と138人の方々に贈呈いたしました。

受賞者各位の御功績をたたえますとともに、今後の一層の御活躍を祈念申し上げます。焼田県議、角井議長には、御祝辞をいただき、また、議員各位の御臨席を賜り、まことにありがとうございました。

11月15日、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、町防災総合訓練を昨年に引き続き中止としたことから、その代替として町職員による避難所開設訓練を文化会館シグナスにて行いました。

訓練では、新型コロナウイルス感染症が収束しない状況の中、災害が発生し避難所を開設する

場合の感染症対策や避難者の受け入れ手順の確認を行いました。

3階多目的室における避難所開設に当たりましては、飛沫感染を防止するワンタッチ式パーティションや段ボール間仕切りを利用した予防対策のほか、身体的距離を保った避難所内区画の整理を行いました。また、発熱者や濃厚接触者等を一般避難者と区分するため、1階のリハーサル室及び団体控室を利用し、状況に応じた対応がとれるよう訓練を実施したところでございます。

今後もこうした訓練を重ね、防災体制の確立、感染症対策などの防災技術の向上を図ってまいりたいと考えております。角井議長、八十嶋副議長におかれましては、訓練の様子を巡視いただき、まことにありがとうございました。

それでは、本日提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案第65号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

本案は、人事院及び石川県人事委員会の勧告を参考に、一般職の職員等の期末手当の支給月数を0.15カ月分引き下げ、一般職の職員については、令和3年12月の支給割合を1.125カ月分に、令和4年6月及び12月の支給割合をそれぞれ1.2カ月分とし、常勤の特別職及び議会議員についても、0.1カ月分引き下げ、令和3年12月の支給割合を1.575カ月分に、令和4年6月及び12月の支給割合をそれぞれ1.625カ月分とする改正を行うものでございます。

議案第66号 津幡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、一般職の職員等の期末手当に対し、会計年度任用職員は、同一会計年度での任用となることから、本年度中は改定を行わず、令和4年6月支給分から支給割合を0.15カ月分引き下げる改正を行うものでございます。

国では、臨時国会が12月6日から開会予定のため、人事院勧告に基づく期末手当の引き下げの対応が間に合わず、あわせて経済対策等政府全体の取り組みとの関係も見きわめるため、本年度の引き下げ相当分を来年6月のボーナスから減額することで調整を行うことも含め、引き続き検討を進めることとしております。石川県においては、政府の検討状況を注視し、対応していくとのことでございます。

本町では、公正の確保など諸般の状況を踏まえ、人事院及び石川県人事委員会の勧告を最大限尊重し勧告どおりに、また、津幡町特別職報酬等審議会の答申意見も踏まえ、対応いたしたく提案するものでございます。

以上、本11月会議に御提案を申し上げました議案の概要を御説明申し上げたところでございますが、常任委員会におきまして、関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案のとおり決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜議案に対する質疑＞

○角井外喜雄議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜委員会付託＞

○角井外喜雄議長 ただいま議題となっております議案第65号及び議案第66号は、配付してあります議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に常任委員会で、議案の審査方よろしくお願いいたします。

〔休憩〕 午前10時21分

〔再開〕 午後 1 時40分

○角井外喜雄議長 ただいまの出席議員数は、16人であります。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第65号及び議案第66号を議題といたします。

＜委員長報告＞

○角井外喜雄議長 これより常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につき常任委員長の報告を求めます。

向 正則総務産業建設常任委員長。

〔向 正則総務産業建設常任委員長 登壇〕

○向 正則総務産業建設常任委員長 総務産業建設常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第65号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第66号 津幡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○角井外喜雄議長 これをもって委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○角井外喜雄議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○角井外喜雄議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより発言を許します。

10番 塩谷道子議員。

〔10番 塩谷道子議員 登壇〕

○10番 塩谷道子議員 10番、日本共産党の塩谷です。

私は、議案第65号について反対します。

日本の労働者の賃金は、欧米と比べると低いと言われます。それに加えて、コロナで給料が減ったと思いますが、それを公務員にまで適用すると、全体がますます低くなります。ボーナスも同じです。一生懸命働いているのに、ボーナスが下がるというのは、自分の働きを評価してもら

っていないと思えてきます。

津幡町で減らされるのは、1,000万円程度になるそうです。これだけの費用が消費に充てられると、大きな益になるはずです。

もう一つ問題があります。新聞報道によりますと、県人事委員会は引き下げを勧告していますが、人事院から同様の勧告を受けている国家公務員のボーナスの取り扱いが未定となっており、県も変更を見送ることにしたのだそうです。県職員労働組合の西森俊彦中央執行委員長は、国家公務員の給与の取り扱いが未定のまま、条例を改正して引き下げすることは了承できないと述べています。

ことしで定年になる方は、ことし引き下げなかったらそのままになるわけで、明らかに差が出てきます。公平性という面でも問題があると思います。

町が説明している公平性とは、給与に民間との差が出ているので、人事院が勧告を出したのだから、今その改定をしなくては、国民に対する公平性が保たれないということです。しかし、こうして差額を公務員給与から差し引くことは、購買力をそぐことになります。

県が引き下げを見送る決定をしているのに、津幡町は引き下げを決めてしまってもいいのでしょうか。

以上の理由により議案65号については、反対します。

これで、私の討論を終わります。

○角井外喜雄議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありますか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○角井外喜雄議長 これより議案採決に入ります。

議案第65号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者 14 人 不起立者 1 人〕

○角井外喜雄議長 起立多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者 15 人 不起立者 0 人〕

○角井外喜雄議長 起立全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

＜閉議・散会＞

○角井外喜雄議長 以上をもって、本11月会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

よって、令和3年津幡町議会11月会議を散会いたします。

午後1時47分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 角井外喜雄

署名議員 八十嶋孝司

署名議員 西村 稔

参 考 資 料

1. 委員会審査付託表·····	1
1. 委員会審査結果表·····	2

令和3年津幡町議会11月会議
常任委員会議案審査付託表
総務産業建設常任委員会

議案番号	件名
議案第65号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第66号	津幡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

令和3年津幡町議会11月会議
常任委員会議案審査結果表
総務産業建設常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第65号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議案第66号	津幡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〃